

日本会長 森 金次郎 殿



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、平成 11 年 12 月 14 日に行政改革委員会より、「規制改革についての第 2 次見解」が公表されました。そこでは【法人制度の検討】が取り上げられ「資格者に対する利用者の複雑・多様なニーズに応えるとともに、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化などの観点から、必要に応じて資格者の法人制度の創設を検討する。」と掲げられて、税理士についても法人制度の創設を検討すべきであると指摘されています。
当連盟では、法人制度が「真に国民のための税理士制度」として機能するよう以下の意見を申し述べます。

1. 業務受任形態について

貴会におかれましては、平成 7 年 6 月の「税理士法改正に関する意見（タクキ台）」において法人制度導入に關し、「法人主体型」と「個人主体型」という二つの法人形態を紹介し「法人主体型」を採用するとされています。その形態に関する解説では「法人主体型法人においても、実際には担当社員たる税理士が税理士業務を行う」という点においては個人主体型法人と同様であり、「法人主体型・個人主体型いづれを採用したとしても、法理論的にはともかくとして、実質的には、類似した法人形態を構想することが可能となる」とされ、両法人形態の具体的な差異が国民党からは判然としないものとなっています。

当連盟は上記名称にとらわれることなく、法人は合名会社形態を採用し委嘱者からの「契約者責任」を負い、税理士は個人として業務の「専門家責任」を負うという形態を主張します。具体的には、法人は委嘱者から業務を受任したことときは、その契約ごとに業務を執行すべき税理士（以下「指定税理士」という）を指定し、その指定税理士は、その指定に係る委嘱者は、その代理権限を受けるというものです。

なお合名会社形態を採るため、民法上の責任については社員が連帯して無限責任を負い、法人は税理士会の会員になることにより、税理士法上の責任を負うこととなります。

2. 「資格者による継続的かつ安定的な業務提供」という観点について

(1) 社員は税理士に限るものとします

「法人制度導入」に関する意見書

平成 12 年 2 月
全国青年税理士連盟
会長 富田千駄ヶ谷
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-2
電話 03-3354-4162

法人は、法人として主体的に契約当事者となりえるもの、税理士業務を執行する社員を税理士に限ることとは当然のことと考えます。また、税理士法第一条の「税理士の使命」を遂行し専門家としての独立性を確保する観点からも、税理士以外のもの（當利法人・他の資格士業者・無資格者等）は社員からは除かれるべきです。なお、税理士資格を有する者であっても、他の税理士の法人の社員および監査法人の社員等が当該法人の社員から除かれることも当然です。

(2) 法人は税理士法上の業務及び会則に定める業務を行うことができる

現在、税理士は税理士法第2条の業務以外にもさまざまな業務を行つている状況にはあります。こうしたさまざまな業務を、無制限に法人の業務目的とするることは法人制度導入の趣旨に反することとなります。しかし、あまりに制限を加えることは法人化を阻害するだけではなく、別法人の併設という結果を招くことがあります。したがつてこうした弊害を防ぐため、法人の業務目時は原則として税理士法第2条の業務どとするものの、それ以外の業務については税理士会・日税連が会則に定めることとし、法人はそこに定められた業務も行うことができます。

なおお当連盟では、税理士法第2条の業務以外については引き続き会員の要望等を調査し、制度に反映すべきと考えます。

(3) 社員である税理士の競業は禁止します

社員である税理士は、所属法人の業務範囲に掲げる業務と競業する業務を個人として行つてはなりません。これは法人制度に対する信頼性からも、法人の組織防衛からも当然のことと考えます。

3. 「資格者に対する利用者の複雜・多様かつ高度なニーズに応える」という観点について

(1) 社員の数は3人以上とする

法人設立の趣旨を、業務を共同化することにより「国民の複雜・多様かつ高度なニーズに応えるとともに、継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力を強化する」とする観点からも「一人法人」は認め難いものです。2人では社員に万一の欠員が生じた場合「一人法人」となることを考慮すると、法人の社員数は3人以上とすべきです。また、複数の税理士が集結することによりサービスの質が高度化するとの視点からは、社員数に上限を設ける合理性は認められません。

(2) 従たる事務所の設置を認める

国民の複雜化・多様化・高度化するニーズに対応し、質の高いサービスを提供するという観点から、従たる事務所の設置を認めます。しかし、従たる事務所も業務の共同化をはかるための法人事務所ですので「一人事務所」は認められません。2人以上の社員である税理士の常勤が必要です。

4. 「賠償責任能力の強化」という観点について

合名会社形態の採用により、社員は無限責任を負うものの、個人資産には限りもあり、また資産の多寡の問題も無視できません。今後の法人制度導入には、

国民の権利救済のためにも、早急な税理士職業賠償責任保険の内容の充実と強制加入制度の導入等を条件とすべきです。

5. 法人制度の運用について

法人の設立については、その設立要件を法律に規定し、法人はその規定を基に登記をすることにより成立することとなります。その後、日税連への登録完了をもって法人の業務を開始することができ、また登録事項の変更等は日税連への届出を義務とします。

現行、税理士の個人事務所の登録等は日税連が行つており、法人化しても税理士業務は税理士個人が行うため、民法上の責任等は個人事務所と法人事務所の差異はなく、したがつて法人の設立登録等は個人事務所と同様、日税連への登録・届出で十分と考えます。

6. まとめ

税理士界では、過去幾度となく法人制度の創設が取り上げられながら実現しなかった経緯があります。それは従前の法人化の論議が、税理士側の都合による寡占化・事業承継・節税等を問題点として強調しそぎ、いわゆる「村社会」の論理が一人歩きしてきた結果であると思います。今回の税理士法改正では過去の轍を踏まぬよう、国民の立場に立った法人制度となるよう法案化をはかるべきです。

また「規制緩和」の議論では「国民の利便性」が強調されていますが、自由競争社会においては、国民の憲法上の権利を擁護する代理人としての税理士の使命がますます重要なことを念頭におくべきです。

以上